

令和7年度
仙台市公共施設への太陽光発電設備導入事業
(PPA事業) 事業実施者 募集要項

令和7年4月

仙台市

令和7年度 仙台市公共施設への太陽光発電設備導入事業 事業実施者 募集要項

1. 目的および概要

本市では、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みとして、公共施設への太陽光発電の導入を推進しており、さらなる導入拡大に向け、下記の対象施設において、電力販売契約（PPA）方式により太陽光発電設備を導入するため、公募型の提案審査随意契約（プロポーザル方式）により事業者の選定を行う。

※詳細は、別紙仕様書のとおり。

2. 対象施設および設置工事費の上限額

(1) 仙台市若林区文化センター

所在地：仙台市若林区南小泉 1 丁目 1-1

(2) 仙台市立遠見塚小学校

所在地：仙台市若林区遠見塚 1-22-1

※本施設については、新たに蓄電池（15kWh 程度）を設置すること（詳細は仕様書を参照）。

設置工事費上限額合計：1 4 7, 7 5 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 事業期間

(1) 設備等設置工事

令和8年2月27日（金）までに設置工事を完了し、電力を供給できる状態にするものとする。

(2) 運用期間

電力供給開始から20年間。ただし、事業期間中に市の都合により施設が一定期間休館等する場合は、必要に応じて、期間の延長について協議を行うものとする。

電力供給開始は令和8年4月を予定するが、具体的な時期については、本市および対象施設の施設管理者との協議により決定する。

4. 公募スケジュール

項目	日時
公募開始	令和7年4月30日（水）
参加申込受付締切	令和7年5月16日（金）
対象施設に係る情報提供の申し出 締切	
現場公開	令和7年5月20日（火）
質問書の受付締切	令和7年5月21日（水）
質問に対する回答	令和7年5月26日（月）
提案書等の提出締切	令和7年6月2日（月）
ヒアリング審査	令和7年6月10日（火）
審査結果通知	令和7年6月13日（金）

5. 参加資格

(1) 事業者の構成

- ① 参加者は、単独の法人、又は、複数の法人によって構成された共同事業者（以下「共同事業者」という。）とする。
- ② 共同事業者を構成する法人は、単独で、別に参加することができない。また、他の参加している共同事業者の構成員となることもできない。
- ③ 共同事業者の場合は、代表となる法人を定め、法人ごとの役割分担を明確にすること。
- ④ 参加申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

(2) 事業者の参加資格

参加者は、以下の①～④の要件をすべて満たさなければならない。なお、共同事業者による参加の場合、①～③は共同事業者総体で満たすこととし、④は全ての構成員が満たさなければならない。参加する事業者又は代表事業者の参加資格要件は、以下のとおりとする。

- ① 提案書に基づく太陽光発電導入事業を円滑に遂行するために、安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- ② 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
 - ・ 第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者本要件は、事業を実施する体制に含まれる協力事業者（外部委託等も可）が満たす場合も可とする。なお、協力事業者についても④の要件を満たすものとする。
- ③ 企画提案参加申込書兼誓約書を期日までに提出したもの。
- ④ 次のいずれの項目にも該当しないこと。
 - (ア) 契約を締結する能力を有しない者
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 市との契約等において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後 3 年を経過した者については、この限りでない。
 - (エ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者。ただし、更生手続きの開始決定又は更生計画の認可決定がなされている場合は、この限りではない。
 - (オ) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者
 - (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者、また仙台市暴力団排除条例（平成 25 年仙台市条例第 29 号）第 2 条に規定する暴力団関係事業者
 - (キ) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名停止を受けているもの。

6. 参加申込書等の提出

(1) 提出期限

令和7年5月16日(金)17時(必着)

(2) 提出方法および提出先

下記13に記載の担当課あて、郵送または持参にて提出すること

※郵送は、書留郵便等の配達記録が確実に残る方法とすること。

(3) 提出書類および提出部数

下記書類を1部、紙で提出すること。但し、(ウ)役員名簿(様式3)はエクセルデータでも提出すること。

① 企画提案参加申込書兼誓約書(様式1)

② 法人概要(様式2)

③ 参加資格に係る書類

「5(2)事業者の参加資格」を証明する以下の書類を添付すること

(ア)一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し(協力事業者が資格を有する場合は、協力事業者(外部委託も可)を実施体制に明示し、資格証の写しを提出すること)

(イ)登記事項証明書

(ウ)役員名簿(様式3)(役員名簿については、エクセルデータでも提出すること。)

(エ)直近2ケ年分の賃借対照表及び損益計算書

(オ)市税の滞納ないことを証明する書類(令和7年4月1日以降に発行されたもの)(参加者が市に本店又は支店・営業所を有しないものは、所在地の自治体等発行の市町村税等の滞納がないことを証明する書類)

※共同事業者の場合は、構成員ごとに提出すること。

※(ウ)～(オ)については、仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、提出を要しないものとする。

7. 対象施設に係る情報の提供

本事業の対象施設に係る以下の資料について、提供を受けたい者は、次のとおりその旨を申し出ること。

(1) 受付期間

公募開始から、令和7年5月16日(金)17時まで

(2) 申出方法

電子メールにて、下記13に記載の担当課あて申し出ること。

(3) 提供方法

(2)の申出を確認後、3営業日以内に資料を郵送により送付する。

(4) 提供可能データ

- ・ 意匠・構造図
- ・ 電気設備図
- ・ 構造計算資料
- ・ 直近1年間の電力使用量(30分値)

- ・ 直近1年間の電気料金請求内訳書の写し（月ごと）
※（1）仙台市若林区文化センターについては、過年度に大規模改修を行っており、現状と施設の稼働状況が異なる点にご留意ください。

（5）提供データの取扱いについて

提供した資料については、本事業の企画提案のためのみに使用し、本公募手続き終了後は、当該目的以外に使用することのないよう、速やかに破棄すること。

8. 企画提案書の提出

（1）提出期限

令和7年6月2日（月）17時必着

（2）提出方法および提出先

下記13に記載の担当課あて、郵送または持参にて提出すること

※郵送は、書留郵便等の配達記録が確実に残る方法とすること。

（3）提出書類および提出部数

企画提案書として、以下の書類を7部（正本1部、副本6部）提出すること。

- ① 企画提案総括表（様式4）
- ② 事業実施内容（任意様式）
- ③ 事業実施体制（任意様式）

※用紙サイズはA4版を基本とすること（一部A3折り畳み可）

※フラットファイルに綴じ、正本1部にのみ社名を記載し、副本6部には、提案者が特定できる名称、ロゴマーク等を使用しないこと。

※提出できる企画は、1提案者につき1案までとする。

（4）企画提案書の内容

別紙仕様書および「11（3）評価の観点」を踏まえ、以下の内容で作成すること。本事業は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（以下、「国交付金」という。）を活用するため、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号）の交付要件・規定に基づいたシステム構成とすること。提案単価等についても国交付金を活用した市からの補助金（太陽光発電設備は1/2補助、蓄電池は2/3補助。以下、「市補助金」という。）を交付されることを前提として提案すること。

① 企画提案総括表（様式4）

事業の実施方針・進め方、業務の実施体制及び類似業務の実績について、様式に沿って記載すること。

② 事業の実施内容（任意様式）

次の（ア）～（カ）までを含めた内容とすること。

（ア）事業概要

- ・ 実施概要等を記載すること。
 - ・ 設備の平常時のシステム構成図を記載すること。
- (イ) 太陽光発電設備容量
- ・ 想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW））を検討すること。
 - ・ 太陽光発電設備容量は、パネル又はパワーコンディショナのうち、出力の小さいものを記載すること。複数のパワーコンディショナを設置する場合は、それぞれパワーコンディショナの系統ごとに出力の小さい値をとり、合算すること。
- (ウ) 年間発電電力量、自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量
- ・ 各施設における年間発電電力量および想定自家消費電力量を検討すること。検討にあたっては、自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。
 - ・ 温室効果ガス排出削減量は、各施設における1年間の総量を算出すること。電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（令和6年4月環境省地球環境局公表）で定められている0.434kg-CO₂/kWhを使用すること。
- (エ) 設備設置仕様
- ・ 太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（メーカー名、寸法、重量等を含む）を記載すること。※対象施設（3）仙台市立遠見塚小学校については蓄電池についても記載すること。
 - ・ 想定する設置場所、設置方法におけるJIS C8955（2017）に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。また、対象地での垂直積雪量は0.4mであることに注意すること。
 - ・ 太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位N/m²もしくはkg/m²）を記載すること。
 - ・ その他仕様書「5. 発電設備の設置条件等（1）太陽光発電設備」に掲げる内容を確認できるような必要な事項を記載すること。
- (オ) 停電時に利用可能なシステム
- 以下の点を含め、停電時の利用方法を提案すること。
- ・ 停電時のシステム構成図
 - ・ 停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
 - ・ 自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能な出力（kW）
- (カ) 料金単価及び発電設備導入前後の電気料金比較
- ・ 単価は事業期間中一定とし、各施設において、現状の小売電気事業者からの買電価格と同等又はそれ以下となるよう提案すること。（単価は、消費税及び地方消費税を含む価格で提示すること）
 - ・ 事業者選定後の単価の変更は原則認めない。（ただし、本市と協議の上、本市がやむを得ないと判断した場合を除く）
 - ・ 検討した年間発電電力量を基に、各施設における発電設備導入前後の電気料金の比較を記載すること

③ 事業実施体制（任意様式）

次の（ア）～（キ）までを含めた内容とすること。

（ア）事業実施体制図

- ・代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担及び事業を実施する要員について記載すること。

（イ）事業計画

- ・実施期間における実施計画、スケジュール等を記載すること。

（ウ）市内中小企業の活用の提案

- ・資材調達や工事施工において、仙台市内の中小企業の活用（予定含む）について提案をすること。

（エ）運転計画

- ・運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、スケジュール等を記載すること。

（オ）事業収支計画

- ・設備費、工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業期間の事業資金計画を施設ごとに作成すること。

（カ）故障、緊急時の対応体制図

（キ）事業実施中のリスクに対する対策

- ・損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

（５）その他留意事項

- ・本市は提出された提案書に基づき評価を行うため、提案書には評価項目に対する提案内容を分かりやすく記載すること。
- ・提案書には、難解な語句等に注釈や解説を加え、必要に応じて図表等を用いる等、可能な限り簡明な限り簡潔かつ明瞭で専門的な知識を持たない者でも理解しやすい表現で記述すること。
- ・提案内容は本業務の範囲とし、提案上限額の中で提案内容を実現するものとする。なお、受注者は、業務の実施にあたって、その提案内容について改めて本市と協議の上、本市の承認を受けること。
- ・別紙仕様書に掲げる業務内容を大きく超える提案を行うにあたっては、その要求範囲を超える部分を明確に記載すること。また、要求範囲を超える提案については本市の判断で採用しないことがあるので、そのことによって、他の要求条件又は提案者の提案内容を実現できなくなる恐れがある等の制限事項がある場合は、必ず明記すること。
- ・提案内容について、二通り以上に解釈できる場合は、本市にとって有利な解釈によるものとする。
- ・提案書等に明記されていない事項であっても、社会通念に照らして、本市が求める要求要件及び提案内容の実現のために当然必要と認められる事項については、提案者の負担で対応すること。
- ・提案書等の記述において、特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこと。

9. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公募開始から～5月21日(水)12時

(2) 提出方法

質問書(様式第5号)に質問事項を記載のうえ、電子メールにて、下記13の担当課あて提出すること。電子メールの件名は「令和7年度 仙台市公共施設への太陽光発電設備導入事業に関する質問」とすること。

(3) 回答方法

令和7年5月26日(月)までに質問者へ回答するとともに、市ホームページに掲載する(質問を行った法人名等は公表しない。)

10. 現地公開

希望する事業者を対象に、下記の日程で対象施設の公開を行う。現地公開にあたっては、本市及び施設管理者の指示に従うこと。

なお希望者がいない場合、現地公開は実施しない。また緊急の事態が発生した場合は、公開を中止又は延期する場合がある。

(1) 実施日時及び対象施設

令和7年5月20日(火)

・仙台市若林区文化センター 10時集合(2時間程度)

・仙台市立遠見塚小学校 13時集合(2時間程度)

※上記の日時で各施設のエントランス付近に集合すること

(2) 申込方法

現地公開を希望する場合は、企画提案参加申込書兼誓約書に、その旨を記載すること。

11. 事業実施予定者の選定方法等

(1) 選定方法

事業実施予定者を選定する審査委員会を開催し、下表に定める評価の視点および配点に従い、企画提案書の書類審査およびヒアリング審査を行い、審査委員会の各委員の採点結果の合計が、最も高い評価点となる提案をした1者を事業予定者として決定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点が60点を超える場合には事業予定者として選定する。

(2) ヒアリング審査の実施

① 日時

令和7年6月10日(火)

② 場所

仙台市役所内会議室(予定)

③ 内容

企画提案書をもとに、下表の「評価の視点」に記載する事項に則して口頭にて説明を行う。

④ 時間

提案者による説明 20 分、質疑応答 20 分。なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

⑤ 留意事項

(ア) 出席者は 1 者あたり 3 名以内とする。

(イ) 説明は本業務に係る主担当者によるものとする。

(ウ) 説明は企画提案書の内容の範囲内で行うものとし、追加の提案は認めない。

(エ) 各提案者のヒアリング審査の時及び場所等の詳細については、令和 7 年 6 月 6 日（金）までに各提案者に連絡する。

(3) 評価基準

区分	評価項目	評価の視点	配点
技術提案に関する事項	①設備導入の規模・自家消費量	<ul style="list-style-type: none"> 発電設備の容量（太陽光発電設備の出力等）は対象施設にあった適当かつ最大の規模で、自家消費電力量および温室効果ガスの削減効果は大きいか。 	15 点
	②設備の仕様等	<ul style="list-style-type: none"> 風圧、積雪、地震等に耐えうる構造であり、かつ想定される各種荷重に対して安定性が確保されており、安全性が高い仕様・工法となっているか。 対象施設の特徴を踏まえ、施設利用者への影響が小さいものになっているか（設備の設置工事による影響を含む）。 停電時に使用しやすい提案となっているか。 	20 点
	③設備導入による電気料金の削減	<ul style="list-style-type: none"> 料金単価についてその内訳・算出根拠が明確に示されているか。 各施設において、現状の小売電気事業者からの買電価格と同等又はそれ以下で、年間の電気料金がどの程度低減されるか。 	25 点
業務実施体制に関する事項	④事業遂行能力・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施者として十分な専門的知識やノウハウ、技術力を有し、事業を安全かつ確実に行うことができる能力・経験を有しているか。 太陽光発電設備等の設置工事及び運転期間中の維持管理・メンテナンス、事業終了後の撤去等について、実施可能な実施体制、計画、スケジュールとなっているか。 施工及び維持管理等で、市内中小企業等の活用が期待できるか。 	20 点
	⑤資金計画	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間満了まで事業を実施できる資金計画となっているか。 	10 点
	⑥事業期間中のリスク等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 故障、緊急時の連絡体制が明確に示され、安定した事業実施が見込まれるか。 事業期間中に発生するリスク等について、故障、緊急時の体制や損害賠償保険等で対応できる提案になっているか。 	10 点
合計			100 点

(4) 選定結果の通知

事業実施予定者の選定後、令和7年6月13日（金）までに、企画提案書を提出した全事業者あてに審査結果を通知する。

また、詳細な審査結果の開示が必要な場合は、通知日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、下記13に記載の担当課あて、書面（様式は任意）で問い合わせを行うこと。その翌日から起算して10日以内（土日祝日を除く。）に、書面により回答する。

(5) その他留意事項

① 提案の無効（失格）について

次のいずれかに該当するときは提案を無効（失格）とする。

(ア) 上記5（2）の参加資格を満たさないこととなった場合。

(イ) 企画提案書提出方法の他、本募集要項に定める手続、方法等を遵守しない場合。

(ウ) 提案書等の提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為があった場合。（当該提案書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。）

(エ) 記載すべき事項の一部又は全部が記載されていない場合。

(オ) 設置工事費の見積額（消費税相当分を含む）が上記2に記載する上限額を上回る場合。

② その他

(ア) 提案に関して必要となる費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

(ウ) 提案書類は、原則として返却しない。また、提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例（平成12年仙台市条例第80号）の対象文書となる。

(エ) 提案書の著作権は提案者に帰属するものとし、本市では提出された提案書を審査の用以外に提案者に無断で使用しない。

(オ) 提案者は、審査結果に異議を申し立てることはできない。

(カ) 審査結果の通知がなされるまでは、参加を辞退することができる。これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。

(キ) 提出された書類等は返却せず、本市の責任において処分する。

12. 協定の締結

(1) 上記により選定した事業実施予定者と仕様書及び企画提案書に基づき詳細を協議し、当該事業者と事業化に向けた協定を締結するものとする。

(2) 安全性が担保できない等のやむを得ない事情がない限りは、提案した内容を履行することを前提として協定を締結する。

(3) 協議が不調となった場合など、事業化に向けた協定の締結に至らない場合は、審査委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。また、事業実施予定者が辞退した場合も同様とする。

13. 問い合わせ及び提出先

担当課：仙台市環境局脱炭素経営推進課（担当：佐伯・小野）

住 所：〒980-0802 仙台市青葉区二日町6番12号 MSビル二日町5階

電 話：022-214-8057 F A X：022-214-5378

電子メール：kan007150@city.sendai.jp